

## 申請手数料表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

## ■ 適合証明手数料（課税対象）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

- 業務区域 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
- 対象建築物等 : 一戸建て住宅、共同住宅等

## ◆ 新築住宅（課税対象）

- 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと） S（優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準）なし

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-12-1 の手数料から省略する検査料金を除いてください。

（表-12-1）

単位：円

	手数料	設計検査省略 ※1	中間検査省略 ※2
フラット35 （適合証明のみの申請）	38,000 《2,815》	-8,000 《593》	-15,000 《1,111》
フラット35 （弊社に確認申請が申請されている場合）	26,000 《1,926》	-2,000 《148》	-15,000 《1,111》

※1 住宅性能評価書を活用する場合または長期優良住宅の技術審査を弊社で実施した場合は設計検査を省略する事ができます。

※2 住宅瑕疵担保保険または特定工程の検査を弊社で実施したものは中間現場検査を省略する事ができます。

（表-12-2）

単位：円

	手数料
竣工済特例	23,000 《1,704》
建設評価特例 ※3 （現場検査が不要なもの）	2,000 《148》

※3 建設住宅性能評価書を既に取得されているものに限りません。

- 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと） S（優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準）あり

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-12-1 又は表-12-2 の手数料に S 基準毎に表-12-3 の手数料を加えてください。

（表-12-3）

単位：円

Sの種類	手数料
省エネルギー性 ※4 ※5	10,000 《741》
耐久性・可変性 ※4 ※5	
耐震性 ※5	
バリアフリー性 ※5	

※4 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、住宅事業建築主基準に係る適合証、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

※5 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書を取得し、必要な等級を満たしたものは加算しません。

## ■ 地域割増手数料の加算料金

- 地域割増手数料・料金地域表（表-21）に示す市町村等は、棟ごとに中間現場検査、竣工現場検査それぞれ地域割増手数料を加算します。
- 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
- 長屋で2戸以上同時に現場検査を行う場合は、地域割増手数料を1戸分のみ加算します。

## ■ 特記事項

- 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で現場検査を取り下げる場であっても、手数料の返還はしません。
- 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書の活用は、弊社に申請したもので、かつ必要な等級を満たしたものに限りません。

● 共同住宅等 S（優良な住宅基準及び特に優良な住宅基準）なし

適合証明書を交付するのに必要な手数料

(表-13-1)

単位：円

	他の引受業務(予定含む)	手数料
・フラット35 ・財形住宅融資等	左記のみの申請 (戸別申請・登録マンション申請)	22,000 《1,630》×戸数
	建築確認または住宅性能評価と併願申請 (戸別申請)	7,000 《519》×戸数
	建築確認と併願申請 (登録マンション申請)	52,000 《3,852》×棟数+2,000 《148》×戸数
	住宅性能評価と併願申請 (登録マンション申請)	52,000 《3,852》×棟数

(表-13-2)

単位：円

		手数料
建設評価特例 ※2 (現場検査が不要なもの)	戸別の場合	7,000 《519》×戸数
	登録マンションの場合	2,000 《149》×戸数 (上限 52,000 《3,852》×棟数)

※2 建設住宅性能評価書を既に取得されているものに限ります。

● 共同住宅等 S（優良な住宅基準又は特に優良な住宅基準）あり

適合証明書を交付するのに必要な手数料 表-13-1 の手数料にS基準毎に表-13-3 の手数料を加えてください。

(表-13-3)

単位：円

Sの種類別		手数料
省エネルギー性	断熱等性能等級によるもの ※3 ※4	31,000 《2,296》+1,000 《74》×戸数
	一次エネルギー消費量等級によるもの ※3 ※4	41,000 《3,038》+1,000 《74》×戸数
耐久性・可変性 ※3 ※4		31,000 《2,296》+1,000 《74》×戸数
耐震性 ※4		10,000 《741》
バリアフリー性 ※4		31,000 《2,296》+1,000 《74》×戸数

※3 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書、長期優良住宅であることを証する所管行政庁からの認定通知書によるものは加算しません。

※4 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書を取得し、必要な等級を満たしたものは加算しません。

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表-21)に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
2. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
3. 現場検査(竣工検査)が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. Sの変更で再申請が必要な場合の手数料は、戸別が7,000 《519》×戸数、登録マンションが2,000 《149》×戸数です。
2. Sの追加で再申請が必要な場合の手数料は、戸別が7,000 《519》×戸数+Sの加算料金、登録マンションが2,000 《149》×戸数+Sの加算料金です。
3. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。
4. 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書の活用は、弊社に申請したもので、かつ必要な等級を満たしたものに限りです。

◆ 賃貸住宅融資（課税対象）

適合証明書を交付するのに必要な手数料

（表－１４）

単位：円

	他の引受業務(予定含む)	手数料
・賃貸住宅融資(省エネ住宅)	左記のみの申請 ※1、※2	22,000 《1,630》×戸数
・賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)	建築確認と併願申請 ※1、※2	42,000 《3,111》×棟数+2,000 《148》×戸数
・まちづくり融資(賃貸住宅)	住宅性能評価と併願申請	32,000 《2,371》×棟数

※1 賃貸住宅融資(省エネ住宅)は 20,000《1,482》を加算します。

※2 賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)は、20,000《1,482》(断熱等性能等級による場合は 10,000《741》)を加算します。

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表－21)に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
2. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
3. 現場検査(竣工検査)が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。
2. 住宅性能評価と併願申請は、弊社に申請したもの又は申請予定のもので、かつ必要な等級を満たしたものに限り、設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価のいずれでも適用可能です。

◆ 中古住宅（課税対象）

● 一戸建て等

（表－１５－１）

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S、財形住宅融資等	65,000 《4,815》

● マンション

（表－１５－２）

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S(中古タイプ)、財形住宅融資等 ※1	65,000 《4,815》/戸

※1 らくらくタイプ、S(中古タイプを除く)の手数料は、見積と致します。

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表－21)に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

◆ リフォーム一体型・リノベ（課税対象）

● 一戸建て等

（表-16-1）

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	88,000 《6,518》	-15,000 《1,111》

● マンション

（表-16-2）

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	88,000 《6,518》／戸	-15,000 《1,111》／戸

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表-21)に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
2. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
3. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

◆ リフォーム住宅（課税対象）

● 一戸建て等

（表-17-1）

単位：円

	手数料
政策リフォーム・財形住宅融資等	65,000 《4,815》

● マンション

（表-17-2）

単位：円

	手数料
政策リフォーム・財形住宅融資等	170,000 《12,593》

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表(表-21)に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
2. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
3. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

◆ 賃貸住宅リフォーム融資（課税対象）

● 賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）

適合証明書を交付するのに必要な手数料 標準額に、工事内容による加算額を加えた手数料

（表-18-1）

単位：円

		基礎額	工事内容による加算額
・賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）	1戸	65,000 《4815》	別途見積り ※1
	2～20戸	90,000 《6667》	
	21～50戸	140,000 《10,370》	
	51戸以上	別途見積り	

※1 住宅セーフティネットリフォーム工事のうち代表的なものが、バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住住宅に用途変更するための改修工事、間取り変更工事、調査において居住の為に最低限必要と認められた工事、防音性・遮音性の向上のための工事、補助金の交付の対象となる工事の場合に限る。

● 賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）

（表-18-2）

単位：円

		手数料
・賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）	1～20戸	150,000 《11,111》
	21～50戸	290,000 《21,481》
	51戸以上	別途見積り

● 賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修）

賃貸住宅リフォーム融資（サービス付き高齢者向け住宅）

（表-18-3）

単位：円

		手数料
・賃貸住宅リフォーム融資（耐震改修） ・賃貸住宅リフォーム融資（サービス付き高齢者向け住宅）		別途見積り

■ 地域割増手数料の加算料金

1. 地域割増手数料・料金地域表（表-21）に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
2. 建築確認の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
3. 現場検査（竣工検査）が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。

■ 特記事項

1. 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で検査を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

■地域割増手数料・料金(課税)

地域割増手数料・料金地域表 ※価格は消費税を含んだ総額表示です。《 》内はその税額を表示しています。

(表-20)

単位:円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	15,000 《1,111》	御嵩町の都市計画区域内			いなべ市の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菟野町の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 尾鷲市 熊野市 鳥羽市 名張市 玉城町 御浜町 紀北町 南伊勢町
		都市計画区域外			都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	15,000 《1,111》	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山町の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	飯能市 本庄市 小川町 越生町 神川町 上里町 滑川町 鳩山町 美里町 寄居町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 酒々井町の都市計画区域内	都市計画区域外	相模原市の一部(緑区の一部※1) 三浦市 愛川町の都市計画区域内 都市計画区域外
C 地域	41,000 《3,037》	秩父市 長瀨町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 栄町 横芝光町 九十九里町 長生村		
		都市計画区域外	都市計画区域外		

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	15,000 《1,111》	下妻市 常総市 坂東市 かずみがうら市 八千代町の都市計画区域内	小山市の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口湖町の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田市 那珂市 ひたちなか市 北茨城市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 那須塩原市 大田原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	韮崎市 南アルプス市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	15,000 《1,111》	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町 の都市計画区域内	綾部市 南丹市 福知山市 笠置町 和束町 京丹波町 宇治田原町 南山城村 の都市計画区域内		相生市 朝来市 宍粟市 丹波市 たつの市 篠山市 佐用町 赤穂市 淡路市 洲本市 上郡町 南あわじ市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	高島市	舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町
		都市計画区域外	都市計画区域外		都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	15,000 《1,111》	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の川市 の都市計画区域内
B 地域	28,000 《2,074》	高取町 大淀町 明日香村 五條市 の都市計画区域内	有田市 海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内
C 地域	41,000 《3,037》	曾爾村 御杖村 川上村 十津川村 上北山村 山添村 宇陀市 吉野町 野迫川村 東吉野村 下北山村 黒滝村 天川村 下市町	高野町 有田川町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

1. 確認検査(建築物)、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一敷地内で一度に複数の昇降機完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
3. 同一敷地(街区)内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。